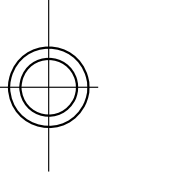


No. 1	No. 2	No. 3
No. 4	No. 5	No. 6
No. 7	No. 8	No. 9



記号	
●	標高250.0
○	標高255.0
△	標高260.0
▽	標高265.0
□	標高270.0
◇	標高275.0
◇	標高280.0
◇	標高285.0
◇	標高290.0
◇	標高295.0
◇	標高300.0
◇	標高305.0
◇	標高310.0
◇	標高315.0
◇	標高320.0
◇	標高325.0
◇	標高330.0
◇	標高335.0
◇	標高340.0
◇	標高345.0
◇	標高350.0
◇	標高355.0
◇	標高360.0
◇	標高365.0
◇	標高370.0
◇	標高375.0
◇	標高380.0
◇	標高385.0
◇	標高390.0
◇	標高395.0
◇	標高400.0
◇	標高405.0
◇	標高410.0
◇	標高415.0
◇	標高420.0
◇	標高425.0
◇	標高430.0
◇	標高435.0
◇	標高440.0
◇	標高445.0
◇	標高450.0
◇	標高455.0
◇	標高460.0
◇	標高465.0
◇	標高470.0
◇	標高475.0
◇	標高480.0
◇	標高485.0
◇	標高490.0
◇	標高495.0
◇	標高500.0
◇	標高505.0
◇	標高510.0
◇	標高515.0
◇	標高520.0
◇	標高525.0
◇	標高530.0
◇	標高535.0
◇	標高540.0
◇	標高545.0
◇	標高550.0
◇	標高555.0
◇	標高560.0
◇	標高565.0
◇	標高570.0
◇	標高575.0
◇	標高580.0
◇	標高585.0
◇	標高590.0
◇	標高595.0
◇	標高600.0
◇	標高605.0
◇	標高610.0
◇	標高615.0
◇	標高620.0
◇	標高625.0
◇	標高630.0
◇	標高635.0
◇	標高640.0
◇	標高645.0
◇	標高650.0
◇	標高655.0
◇	標高660.0
◇	標高665.0
◇	標高670.0
◇	標高675.0
◇	標高680.0
◇	標高685.0
◇	標高690.0
◇	標高695.0
◇	標高700.0
◇	標高705.0
◇	標高710.0
◇	標高715.0
◇	標高720.0
◇	標高725.0
◇	標高730.0
◇	標高735.0
◇	標高740.0
◇	標高745.0
◇	標高750.0
◇	標高755.0
◇	標高760.0
◇	標高765.0
◇	標高770.0
◇	標高775.0
◇	標高780.0
◇	標高785.0
◇	標高790.0
◇	標高795.0
◇	標高800.0
◇	標高805.0
◇	標高810.0
◇	標高815.0
◇	標高820.0
◇	標高825.0
◇	標高830.0
◇	標高835.0
◇	標高840.0
◇	標高845.0
◇	標高850.0
◇	標高855.0
◇	標高860.0
◇	標高865.0
◇	標高870.0
◇	標高875.0
◇	標高880.0
◇	標高885.0
◇	標高890.0
◇	標高895.0
◇	標高900.0
◇	標高905.0
◇	標高910.0
◇	標高915.0
◇	標高920.0
◇	標高925.0
◇	標高930.0
◇	標高935.0
◇	標高940.0
◇	標高945.0
◇	標高950.0
◇	標高955.0
◇	標高960.0
◇	標高965.0
◇	標高970.0
◇	標高975.0
◇	標高980.0
◇	標高985.0
◇	標高990.0
◇	標高995.0
◇	標高1000.0

この測量成果は、国土院院長の捺印を  
 して得たものである  
 (国測法第21条 国公 第55号)

この測量成果は、国土院院長の捺印を  
 して得たものである  
 (国測法第21条 国公 第30号)

経緯系は平成14年国土交通省告示第9号  
 の規定による  
 第四種標高、世界測地系による  
 投影は横メルカトル国測法  
 楕圓に等しいである  
 標高はキロメートル単位  
 丸線は1.0メートル、細線  
 高さの基準は東京湾の平均海面  
 等高線の間隔は1.0メートル

平成24年測量  
 1. 平成22年10月 縮小編製  
 (平成22年11月の測量、平成22年  
 8月修正図化のレベル2、5.00をレ  
 ベル10.000に編集)  
 平成24年 5月 図形変更  
 2. 平成23年10月 撮影  
 平成24年 5月 測図  
 Summit Evolution

伊予国四国中央市  
 三和製図株式会社